

令和5年度  
大和町放課後児童クラブのご案内



**【令和5年度放課後児童クラブ申請受付期間】**

**令和4年12月1日～23日**

※4月1日から利用を希望する場合の期限です。

※提出書類に不備のないようご注意ください。

不足書類がある場合は、受付できません。

**【登録手続き・運営等に関するお問い合わせ先】**

登録を希望する児童館等（P.15をご覧ください。）

**【制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先】**

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町子育て支援課 保育支援係

TEL：022-345-7503 FAX：022-345-7240

この冊子は1年間保存していただき、必要に応じてご確認ください。



# ～ もくじ ～

1. 放課後児童クラブの概要	
(1) 放課後児童クラブとは	P.1
(2) 開館日及び開館時間について	P.1
(3) 登録要件について	P.1
(4) 利用期間について	P.2
(5) 各放課後児童クラブの定員について	P.2
(6) 申請書の提出先	P.3
(7) 放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料について	P.3
(8) 口座振替の手続きについて	P.4
2. 放課後児童クラブの利用申請について	
(1) 令和5年4月1日から利用を希望する場合	P.5
(2) 年度途中から利用を希望する場合	P.7
(3) 長期休業日のみの利用を希望する場合	P.8
(4) 提出書類	P.9
(5) 延長利用について	P.10
3. 登録の変更・休止・中止等について	
(1) 変更・休止・中止等の手続き	P.11
(2) 利用休止の取扱い	P.12
(3) 利用中止の取扱い	P.12
(4) 児童クラブの変更について	P.12
4. 放課後児童クラブの利用料減免	
(1) 減免の内容・手続き	P.13
5. その他	
(1) 自由来館のご案内	P.14
(2) 児童館事業について	P.14
(3) 保護者の協力について	P.15
6. お問い合わせ先	
(1) 登録手続き・運営に関するお問い合わせ先	P.15
(2) 制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先	P.15
<お知らせ>大和町病後児保育施設のご案内	P.16



# 1. 放課後児童クラブの概要

## (1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）は、保護者等が昼間仕事等で家庭にいない場合に、授業終了後等に施設を通じて遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るために行います。

## (2) 開館日及び開館時間について

放課後児童クラブの開館時間は次のとおりです。

開館日	開館時間
学校授業日	授業終了後から午後7時まで ※午後6時30分から延長利用となります。
土曜日	午前9時から午後5時まで（延長はありません。）
学校休業日 （長期休暇など）	午前7時30分から午後7時まで ※午後6時30分から延長利用となります。

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

※地震や台風による自然災害や、感染症の流行等により、臨時的に閉館する場合があります

※利用児童がいない場合は、時間を早めて閉館することがあります。

<延長利用>

- ・仕事の都合でお迎えが遅くなる場合など、午後6時30分以降も利用する場合は、延長利用の申請が必要となります。1度でも確認された場合は申請していただくこととなります。
- ・延長のみの申請は出来ません。
- ・年度途中で延長利用を開始又は中止される場合は、登録している放課後児童クラブへ延長利用申請書又は中止届出書の提出をお願いします。（様式は各児童クラブで配布します。）  
（延長利用の申請期限については、P.10「(6) 延長利用について」を参照）

## (3) 登録要件について

次の①～③いずれにも該当する児童を対象とします。

また申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合には、利用を中止する場合があります。

①大和町内の小学校に通学する1年生～4年生の児童で、次の基準を満たしている児童

（宮床・吉田・鶴巣・落合小学校については1年生～6年生）

- ・下校後、自分で放課後児童クラブまで登館できること
- ・放課後児童クラブでの集団生活が可能であること
- ・意思疎通が図られること
- ・児童クラブの利用中に医療行為を必要としないこと
- ・危険な行動の予防又は制御が可能であること
- ・食事や排泄等、身辺自立ができること

※アレルギーがあり、エピペンを常時携帯する方は児童クラブの職員まで必ずお伝えください。

②保護者等（65歳未満の同居者含む）が次のいずれかの事由に該当すること

- ・就労のため、放課後等に家庭にいないこと（通年利用は原則午後1時以降に勤務が終わること）
- ・疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがあること
- ・疾病又は負傷の状態にあるか、障がいがある親族等を常時介護していること
- ・大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること
- ・出産予定日前6週間にあたる日から出産日後8週間に当たるまでの間であること  
※育児休暇中はご利用できません。（P. 7を参照ください。）

③兄弟姉妹の利用分を含め、保護者が放課後児童クラブ利用料金の滞納をしていないこと

※滞納がある場合、登録要件を満たしていないため、申請書類をお返します。

滞納分を納めた上で再申請することは可能ですが、再度申請受理した日が受付日となります。

#### （４）利用期間について

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの1年間としますが、次に該当する場合は利用期間が異なります。

保護者の要件	児童クラブ利用期間
就労の場合（有期雇用の方）	就労開始日の属する月の初日から就労終了日の属する月末まで
疾病・負傷の場合 （期間の記載がある場合）	診断書等に記載のある期間の初日が属する月の初日から 期間の末日が属する月末まで
産前産後期間中の場合	出産予定日6週間前にあたる日の属する月の初日から 出産日後8週間が経過する日の属する月末まで
大学・職業訓練学校等に 在学中の場合	在学開始日の属する月の初日から在籍期間の末日が属する月末まで

#### （５）各放課後児童クラブの定員について

各放課後児童クラブでは定員を定めています。

申請者数が定員を超えた場合は待機となる場合がありますので予めご了承ください。

児童クラブ名	定員	児童クラブ名	定員
吉岡児童館放課後児童クラブ	80名	宮床児童館放課後児童クラブ	40名
よしおか放課後児童クラブ	80名	吉田児童館放課後児童クラブ	40名
もみじヶ丘児童館放課後児童クラブ	80名	鶴巣児童館放課後児童クラブ	40名
杜の丘児童館放課後児童クラブ	110名	落合児童館放課後児童クラブ	40名

## (6) 申請書の提出先

申請書は利用を希望する児童クラブへ直接提出してください。

区分	注意事項
新規利用	必ず利用するお子さんと一緒に提出に来てください。 提出書類の確認やお子さんとの面談を行います。(30分程度)
同一施設 継続利用	提出書類を確認します。(20分程度) お子さんとの来館は不要です。

**※感染症対策のため、申請書提出の際は必ず提出先の施設へ予約の上、お越しください。**

各施設の連絡先は、P. 15「お問い合わせ先」をご参照ください。

## (7) 放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料について

①放課後児童クラブの開館日・利用時間・利用料

利用区分	利用時間		利用料 (児童1人当たり)
通年利用	学校授業日	放課後～午後6時30分	月額3,000円
	学校休業日	午前7時30分～午後6時30分 (土曜日 午前9時～午後5時)	
	延長 (土曜除く)	午後6時30分～午後7時	月額1,000円
長期休業日 のみの利用	学年始休業	午前7時30分～午後6時30分 (土曜日 午前9時～午後5時)	休業期間ごと1,000円
	夏季休業		休業期間ごと3,000円
	冬季休業		休業期間ごと2,000円
	学年末休業		休業期間ごと1,000円
	延長 (土曜除く)	午後6時30分～午後7時	休業期間ごと1,000円

※宮床・吉田・鶴巣・落合児童館の土曜日開館について、利用人数が少数の場合、合同で開館する場合がありますのであらかじめご了承ください。利用予定の方には、利用調整決定後に児童クラブよりお知らせします。

## ②利用料の納付方法

区分	口座振替	納付書
対象者	通年利用する方	長期休業のみ利用する方
支払期日	毎月月末に口座振替 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	休業期間終了日の属する月の月末 (土・日・祝日の場合は直後の平日)
支払場所	指定金融機関の口座 (七十七銀行、仙台銀行、荘内銀行、 ゆうちょ銀行、古川信用組合、 新みやぎ農協)	・指定金融機関等窓口 (荘内銀行除く) ・大和町役場会計課、杜の丘出張所

- ・一旦納めた利用料は原則返還できません。
- ・月途中の利用開始、利用中止による日割り計算は行っておりません。
- ・納付書払いの場合、保育所の保育料や税金と違いコンビニ納付は出来ませんのでご注意ください。

③利用料の減免制度 P.13 に詳細がありますので、ご参照ください。

### (8) 口座振替の手続きについて

- ・通年利用する方は口座振替による納付をお願いします。
- ・長期休業のみ利用する方は子育て支援課から納付書を送付しますので、期日までに納付してください。

<口座振替開始のために必要な手続き>

- ・子育て支援課、児童館、児童クラブにあります「口座振替書・自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、利用開始する月の前月末までに、大和町の指定金融機関窓口にご提出ください。  
※4月利用開始の方は3月中にご提出ください。

大和町指定金融機関
七十七銀行、仙台銀行、荘内銀行、ゆうちょ銀行、古川信用組合、新みやぎ農協

<留意事項>

- ・口座振替の手続きがお済みであっても、事務手続きの関係上1～2ヶ月程度納付書でお支払い頂くことがありますのであらかじめご了承ください。
- ・口座名義は放課後児童クラブ利用申請書に記載した申請者と必ず同一にしてください。
- ・事情により口座振替ができない方は、子育て支援課が発行する納付書でお支払いください。

## 2. 放課後児童クラブの利用申請について

### (1) 令和5年4月1日から利用を希望する場合

	第1回利用調整	第2回利用調整
配布期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>各放課後児童クラブにて、令和4年11月1日（火）より申請書配布</li> <li>町ホームページでも掲載</li> </ul>	
受付期間	令和4年12月1日（木）～ 令和4年12月23日（金）	令和4年12月26日（月）～ 令和5年3月10日（金）
調整の対象者	上記期間に申請があった方	第1回利用調整で待機となった方＋ 上記期間に申請があった方
調整枠	受入可能枠の全て	<u>第1回目調整後、定員に空きがある場合 又は辞退者がいた場合に実施します。</u>
配布・受付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書は各児童クラブで配布、または町ホームページよりダウンロードできます。受付場所は令和5年度に利用を希望する施設となります。</li> <li>(令和4年度に放課後児童クラブを利用している方で、令和5年度は別施設の利用を希望する場合は、令和5年度に利用したい施設へ申請をしてください。)</li> <li>児童館・児童クラブの所在地等は、P.15「お問い合わせ先」をご参照ください</li> </ul>	
配布時間 (日曜日・祝日を 除く)	平日：午前10時から午後6時30分まで ※宮床・吉田・鶴巣・落合児童館は午後5時30分まで 土曜日：午前10時から午後5時まで	
受付時間 ( <u>土曜日</u> ・日曜日・ 祝日を除く)	平日：午前10時から午後6時30分まで ※宮床・吉田・鶴巣・落合児童館は午後5時30分まで 配布・受付ともに時間を過ぎる場合は児童館へ電話連絡をお願いします。	
決定通知	令和5年1月下旬～2月上旬	令和5年3月下旬

#### <留意事項>

- ・継続利用の方についても、年度ごとに申請が必要となります。
- ・申請者多数の場合は、待機となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・利用調整は保護者の保育の必要性を点数化し、優先度の高い方から利用決定をします。
- ・申請の時点で保護者が求職中の場合、受付出来ません。就労が決定（内定）してから申請してください。

#### <育児休暇期間利用者について>

育児休業中の方は児童クラブを利用することは出来ません。児童館の自由来館（詳しくは P.14 参照）をご利用ください。

育児休業を終了し、復職することを前提で利用申請することができます。（詳しくは P.7 参照）

#### <申請後・利用決定後に辞退する場合や申請内容を変更・申請を取下げする場合>

届出が必要です。詳しくは P.11 「3.登録の変更・休止・中止」をご参照ください

4月1日から利用の方向け  
申請から利用決定、利用開始までの流れ

1. 申請書の配布（令和4年11月1日（火）～）

児童館・児童クラブにおいて、児童クラブ申請書等、申請に必要な書類を配布します。  
また、町ホームページからダウンロードすることもできます

登録申請

2. 申請受付（令和4年12月1日（木）～令和4年12月23日（金））

利用希望する児童クラブにおいて受け付けします。必要書類を利用希望施設へご持参ください。  
（必要書類についてはP.9「(4) 提出書類」をご参照ください。  
受付時、登録に関する要件等を確認させていただきます。  
定員の空き状況等により 3月10日までの申請で、4月1日からの利用が可能となる場合があります。 期日を過ぎますと4月1日からの利用はできませんのでご注意ください。

※申請書提出の際は施設へ予約の上、お越しください。

<定員超過していない場合>

3. 登録決定（2月）

子育て支援課で過去の利用料の納付状況を確認・審査後に登録を決定し、利用決定書類一式を送付します。

5. 書類提出

利用決定通知同封書類を利用児童クラブへ提出してください。  
誓約書・月利用予定表・お迎え登録届出書  
緊急時対応カード

6. 口座振替依頼書の受付

大和町指定金融機関で受け付けします。  
児童クラブの利用開始前までに金融機関へご提出ください。  
（手続きの詳細はP.4「(8) 口座振替の手続きについて」をご参照ください。

<定員超過の場合>

4. 待機になった場合

定員超過により登録できない場合、待機となります。  
定員に空きが生じ次第、優先度の高い順に従い順次ご連絡します。

※定員に空きが生じた場合

7. 利用料減免申請の受付

※該当する場合のみ提出してください。  
（P.13「4. 放課後児童クラブ利用料の減免」をご参照ください。）

4月からご利用開始

2  
月  
～  
3  
月





**(2) 年度途中から利用を希望する場合 (原則毎月 1 日利用開始)**

4 月 1 日以降、年度の途中から通年利用したい方は次のとおり受け付けます。

	期間・時期
配布期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各放課後児童クラブにて随時配布</li> <li>・町ホームページでも掲載</li> </ul>
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望月の 2 ヶ月前から前月 10 日まで (休館日の場合は直前の平日まで)</li> <li>・詳細は下記、(表 I) をご確認ください。</li> <li>※定員に空きがない場合は、待機となりますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
配布・受付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書は各放課後児童クラブで配布、または町ホームページよりダウンロードできます。受付場所は令和 5 年度に利用を希望する施設となります。</li> <li>・児童館、児童クラブの所在地等は、P. 15 「お問合せ先」をご参照ください</li> </ul>
配布時間 (日曜日・祝日を 除く)	平日：午前 10 時から午後 6 時 30 分まで ※宮床・吉田・鶴巣・落合児童館は午後 5 時 30 分まで 土曜日：午前 10 時から午後 5 時まで
受付時間 ( <u>土曜日</u> ・日曜日・ 祝日を除く)	平日：午前 10 時から午後 6 時 30 分まで ※宮床・吉田・鶴巣・落合児童館は午後 5 時 30 分まで 配布・受付ともに時間を過ぎる場合は児童館へ電話連絡をお願いします。
決定通知	利用開始希望月の前月 20 日頃までに決定通知を発送予定です。

(表 I 年度途中の申請期間・利用開始日)

申請期間	利用開始日	申請期間	利用開始日	申請期間	利用開始日
3 月 1 日～ 4 月 10 日	5 月 1 日	7 月 1 日～ 8 月 10 日	9 月 1 日	11 月 1 日～ 12 月 9 日	1 月 4 日
4 月 1 日～ 5 月 10 日	6 月 1 日	8 月 1 日～ 9 月 9 日	10 月 2 日	12 月 1 日～ 1 月 10 日	2 月 1 日
5 月 1 日～ 6 月 10 日	7 月 1 日	9 月 1 日～ 10 月 10 日	11 月 1 日	1 月 4 日～ 2 月 10 日	3 月 1 日
6 月 1 日～ 7 月 10 日	8 月 1 日	10 月 2 日～ 11 月 10 日	12 月 1 日		

※利用できる時間・曜日は通年利用と同じです。

< 育児休業から復職する場合 >

育児休業を終了し、復職することを前提での利用申請となります。育児休業を終了する日の属する月の初日から利用できます

**例) 6 月 20 日職場復帰の場合、6 月 1 日から放課後児童クラブ利用開始できます。**

### (3) 長期休業日のみの利用を希望する場合

長期休業期間のみ利用希望する方について、次のとおり受付けます。

#### ①申請受付・利用期間等

長期休業期間	受付期間	利用可能期間 (日曜日・祝日を除く)	決定通知	利用時間
学年始休業日	令和5年2月1日～ 令和5年2月28日	令和5年4月1日～ 令和5年4月7日	3月10日頃	通常時間は 午前7時30分 ～午後6時30分  ※延長時間は 午後6時30分 ～午後7時
夏季休業日	令和5年6月1日～ 令和5年6月30日	令和5年7月21日～ 令和5年8月25日	7月10日頃	
冬季休業日	令和5年11月1日～ 令和5年11月30日	令和5年12月24日～ 令和6年1月7日	12月10日 頃	
学年末休業日	令和6年2月1日～ 令和6年2月29日	令和6年3月25日～ 令和6年3月31日	3月10日頃	

※受付期間について土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます。

※利用できる時間・曜日は通年利用と同じです。(P. 3をご参照ください。)

※申請書の配布・受付場所についてはP. 15「お問い合わせ先」をご参照ください。

※通年利用者の登録状況により、定員に空きがない場合利用できないことがあります。

#### ②利用料の支払い

長期休業期間	利用料	納期限	納付方法
学年始休業日	通常時間：1,000円 延長時間：1,000円	4月末日	原則納付書 (P. 4参照)
夏季休業日	通常時間：3,000円 延長時間：1,000円	8月末日	
冬季休業日	通常時間：2,000円 延長時間：1,000円	1月末日	
学年末休業日	通常時間：1,000円 延長時間：1,000円	3月末日	

※納付可能な場所はP. 4「②利用料の納付方法」を参照してください。

#### (4) 提出書類

放課後児童クラブの申請に必要な書類は下記のとおりです。書類が不足する場合は受け付け出来ません。

①放課後児童クラブ利用申請書（様式第1号）	
②家庭状況等調査届出書	
③留守家庭等を証明する書類（複数児童の申請をする場合、1人目を原本とし、2人目以降は写し可）	
保護者が会社等で就労（内定）している場合	就労証明書
保護者が自営業等で就労している場合	自営業等申告書
保護者が疾病又は負傷の状態にある場合	疾病療養状況申告書 （診断書等証明する書類添付）
保護者が疾病等のある親族を常時介護している場合	看護（介護）状況申告書 （介護手帳の写し等書類添付）
母が産前産後休暇中である場合（育児休暇中は対象外）	母子健康手帳の写し
保護者が大学や専門学校等へ通学している場合	学校等の在籍証明書
その他保護者が児童を保育できない特別な理由がある場合	理由が確認できる書類
<b>※③は保護者及び同居の親族全員分必要になります（65歳未満の祖父母等）</b> （住民票上、世帯分離をしても同じ住所の場合は同居として取り扱います。）	
-----以下、大和町に転入する前に申請する方のみ提出してください-----	
④住宅購入契約書等の写し又は住居賃貸借契約書の写し、または同居予定申立書 ・住宅購入や住居賃貸をせず、転入する場合（実家へ転入等）、同居予定申立書を提出してください。	

※就労証明書は入手までに期間を要する場合がありますので、申請受付期間に間に合うように準備してください。

## (6) 延長利用について

延長利用を希望する方は、放課後児童クラブの利用申請時に併せて放課後児童クラブ延長利用申請書 (様式第8号) を放課後児童クラブへ提出してください。

年度途中など、利用申請と別に延長申請をする場合は、下記表の申請期限までに提出してください。

### ①申請について

利用区分	期間	延長時間	申請期限
通年利用	1ヶ月単位	午後6時30分～午後7時	前月20日まで
学年始休業日のみ	各休業期間単位		通常利用と同日 (P.8参照)
夏季休業のみ			
冬季休業のみ			
学年末休業のみ			

※通年利用延長については、一度の申請で複数月まとめて申請することができます。

### ②料金について

利用区分	延長利用料	納期限	備考
通年利用	月額1,000円	利用月の月末	通常利用料と一緒に納期限となります。
学年始休業日のみ	各休業期間につき 1,000円	4月末	
夏季休業のみ		8月末	
冬季休業のみ		1月末	
学年末休業のみ		3月末	

長期休業期間についてはP.8「①申請受付・利用期間等」をご参照ください。

※通年利用者の延長利用料は、通常利用料と一緒に1ヶ月単位で各月末が納期限となります。

長期休業のみ利用者は休業期間ごとの納付となります。

※中止する場合は、前月末日までに必ず中止届を利用する放課後児童クラブへ提出してください。

※利用開始以降、月の途中で中止する場合でも利用料は1ヶ月分発生し、遡って中止とすることは出来ませんので、ご注意ください。

※延長申請をする場合は、申請書の写しを取るなどし、申請誤りのないようご確認ください。

### 3. 登録の変更・休止・中止等について

#### (1) 変更・休止・中止等の手続き

申請中や利用決定後に変更が生じた場合は、利用されている放課後児童クラブへ速やかに届出をしてください。書類は放課後児童クラブで配布しておりますので、必要な方は職員にお申し出ください。

変更内容	必要書類
勤務状況の変更があった場合 (転職・就職・勤務地・勤務時間の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ登録事項変更届出書 (様式第3号)</li> <li>新しい勤務就労 (内定) 証明書</li> </ul>
住所や連絡先の変更等、 世帯状況の変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ登録事項変更届出書 (様式第3号)</li> </ul>
児童の入院・疾病・怪我等により 1ヶ月以上休む場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用休止届出書 (様式第4号)</li> <li>求職活動状況申立書 (求職活動をする場合のみ)</li> <li>※休止中も利用料は発生しますのでご注意ください。</li> </ul>
求職期間中等に放課後児童クラブへ 在籍を希望される場合	
大和町外へ転出した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用中止届出書 (様式第5号)</li> </ul>
家庭内で保護が可能になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>※遡って中止することは出来ませんのでご注意ください。</li> </ul>
延長利用したい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ延長利用申請書 (様式第8号)</li> <li>※変更する月の前月20日まで提出してください。</li> </ul>
延長利用を中止する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ延長利用中止届出書 (様式第10号)</li> <li>※必ず変更する月の前月末まで提出してください。</li> <li>※遡って中止することは出来ませんのでご注意ください。</li> </ul>
利用料の減免申請事由が消滅した場 合 (修正申告や生保廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届</li> <li>※提出のあった日の属する月分から利用料変更となります。</li> </ul>
利用決定後、利用開始前に決定を 辞退したい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用辞退届</li> <li>※再度利用したい場合は、新規申請をしてください。</li> </ul>
申請後、利用決定前に申請を取下げ たい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ利用申請取消届</li> <li>※利用決定後は辞退届を提出してください。</li> </ul>
申請後、利用決定前に希望クラブを 変更したい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ申請内容変更届</li> <li>※利用決定後のクラブ変更は一旦退会后、再度新規申請となります。</li> </ul>
利用中に産前産後休暇となった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後休暇届 (放課後児童クラブ用)</li> <li>※休暇後、育児休業へ移行したときは利用中止となります。</li> </ul>

## (2) 利用休止の取扱い（在籍したままお休みする場合）

- ・ 利用休止中も籍は残しておくことが出来ますが、利用料が発生しますので、ご注意ください。
- ・ 保護者の離職等により、登録要件を満たさない場合は原則利用中止となりますが、求職活動を行う場合は利用休止届出書を提出して頂くことで、3ヶ月を限度に在籍することができます。  
再度就職等で登録要件を満たすこととなった場合は、新しい勤務就労（内定）証明書を登録児童クラブへ提出することで利用を再開することができます。
- ・ 利用休止期間は最大3ヶ月までとなります。利用中止後、再度利用する場合は新規申請が必要になります。
- ・ 利用休止中でも児童館の自由来館を利用することができます。
- ・ 自由来館は午後5時まで（11月～2月は午後4時30分まで）の利用となります。

## (3) 利用中止の取扱い（放課後児童クラブから退所する場合）

- ・ 休止届を提出せずに1ヶ月以上利用がない場合は利用中止とします。
- ・ 利用中止後、再度利用したい場合は新規申請が必要となります。
- ・ 再度申請する場合は、初回申請時と内容が変わらなければ就労証明書等の添付書類は不要です。
- ・ 利用中止をする場合、利用中止届出書を登録児童クラブへ提出してください。

※中止希望月末を過ぎますと中止希望月次月までの利用料が必要になります。

注) 中止希望月 8月 ⇒ 中止届け提出 8月 31日 利用料 8月分まで

中止希望月 8月 ⇒ 中止届け提出 9月 1日 利用料 9月分まで

## (4) 登録児童クラブの変更

- ・ 放課後児童クラブ利用中の方が年度途中で別の放課後児童クラブへ変更を希望する場合は、現在利用中の放課後児童クラブを退会してから、再度放課後児童クラブ申請書を利用希望する放課後児童クラブへ提出してください。
- ・ 再度申請する場合は、初回申請時と内容が変わらなければ就労証明書等の添付書類は不要です。



## 4. 放課後児童クラブの利用料減免

### (1) 減免の内容・手続き

世帯の収入状況により、利用料の減免制度を設けています。

減免の適用は申請を受けた期間に限り有効です。

※減免を希望する場合は、利用料減免申請書と下記記載の添付書類を添えて、利用している放課後児童クラブ、または子育て支援課へ提出してください。

※減免申請書（様式第12号）は各放課後児童クラブで配布します。必要な場合は職員へお声がけください。

区分	減免の対象となる世帯	減免額	減免期間	添付書類
1	生活保護受給者世帯	全額	申請から年度末まで	受給者証の写し (両面の写し)
2	町民税非課税世帯 (同居の家族全員が町民税非課税の世帯)	半額	4月～6月分 (学年始休業日のみ利用含む)	同居者全員分の 令和4年度非課税証明書 (令和4年1月1日大和町に住民登録が無い場合)
			7月～3月分 (夏季・冬季・学年末休業日含む)	同居者全員分の 令和5年度非課税証明書 (令和5年1月1日大和町に住民登録が無い場合)
3	兄弟姉妹で利用する世帯 (同じ保護者に係る利用児童が複数いる場合)	利用児童 2人目以降 半額	兄弟姉妹で利用する月 (最長で年度末)まで	保護者の申請不要

※減免は減免申請日の属する月から適用となりますので、申請忘れにはご注意ください。

※減免期間毎の申請が必要となりますので、非課税世帯の方は年度内に2回申請書の提出が必要となります。

※兄弟姉妹で利用している場合は、放課後児童クラブ利用料減免申請書（様式第12号）に添付する書類は1部を原本とし、2人目以降は写しで構いません。（申請書はそれぞれ作成してください。）

※減免理由が消滅した場合は、放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届を利用している放課後児童クラブへご提出ください。提出のあった日の属する月分から利用料変更となります。

※長期休業期間申請により兄弟・姉妹減免になる場合があります。利用料変更通知と併せて金額変更した納付書を送付しますので、納付書でお支払いの場合は誤納にお気を付けください。

## 5. その他

### (1) 自由来館のご案内

児童館は子どもたちの遊びの場所です。

放課後児童クラブに登録していない方も、児童館の自由来館は登録不要・無料で利用することができます。ぜひご利用ください。

- 自由来館開館時間 午前9時～正午 午後1時～午後5時
- ※冬季期間【11月～2月】 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分
- ※自由来館利用者は児童館内で昼食をとることが出来ませんので、ご了承ください
- ※学校授業日は、自宅へ一旦帰宅してから児童館へ来館してください。
- ※来館中の緊急時の際の連絡先として「緊急時対応カード」にご記入いただきます。

### (2) 児童館事業について (小学生向け)

よしおか放課後児童クラブを除く7児童館では、放課後児童クラブ事業の他、児童館として次の事業を行っています。(よしおか放課後児童クラブは、放課後児童クラブ事業のみ行っています。)

区分	自由来館	ランドセル登館 (学校登校日のみ)	放課後児童クラブ
実施施設	町内7児童館全て	宮床・吉田・鶴巣・落合 4児童館	7児童館+よしおか放課後 児童クラブ
登録の有無	無	有 (各児童館へ登録届出)	有 (各クラブへ登録申請)
対象学年	1～6年生 (18歳未満の児童全て)	1～6年生	1～4年生 宮床・吉田・鶴巣・落合 4児童館は1～6年生
休業日	土・日・祝日・年末年始	土・日・祝日・年末年始	日・祝日・年末年始
利用条件	無	児童館から遠方の児童	昼間保護者不在の児童
利用料	無料	無料	有料
利用時間	午前9時から午後5時まで (冬季 午後4時30分まで) ※正午～午後1時は除く	放課後から午後5時まで (休校日は自由来館扱い)	月～金午前7時30分から 午後7時まで 土曜日午前9時から 午後5時まで

※パートタイムなど、短時間勤務の方は、無料で利用できる自由来館の利用もご検討ください。

※自由来館利用者は児童館行事を除き、児童館内で水分補給以外の飲食はできません。



### (3) 保護者の協力について

- ・子どもたちが児童館でどんな活動を楽しみ、どんな様子で過ごしているのかをご理解いただきながら、放課後児童クラブや児童館事業でのお手伝いをお願いしています。
- ・保護者の方がお休みや放課後等に在宅の日は、お子様と過ごす時間を大切にしてください。

## 6. お問い合わせ先

### (1) 登録手続き・運営に関するお問い合わせ先

各児童館・放課後児童クラブ

児童館	所在地	連絡先	運営先 (令和4年10月1日現在)
吉岡児童館	大和町吉岡字館下 88 番地	022-345-4065	NPO みやぎ・せんだい 子どもの丘
よしおか放課後 児童クラブ	大和町吉岡字権現堂 12 番地	022-725-8332	
宮床児童館	大和町宮床字四辻 85 番地の 6	022-346-2059	令和5年4月1日より 民間委託予定
吉田児童館	大和町吉田字仁和多利 16 番地	022-345-3009	大和町 (町営)
鶴巣児童館	大和町鶴巣北目大崎字塚 64 番地	022-343-2138	
落合児童館	大和町落合相川字長者原 32 番地	022-345-4058	
もみじヶ丘児童館	大和町もみじヶ丘三丁目 32 番地の 2	022-358-0616	NPO 虹の架け橋
杜の丘児童館	大和町杜の丘一丁目 13 番地	022-341-7156	

### (2) 制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先

大和町吉岡まほろば一丁目 1 番地の 1  
大和町役場 子育て支援課 保育支援係  
TEL : 022-345-7503 FAX : 022-345-7240



## <お知らせ>大和町病後児保育施設のご案内

大和町では、令和3年4月から病後児保育を開始しました。

お子さんが病気の回復期であり、集団保育などが難しいとき、かかりつけ医の診断により保育を実施するものです。

実施施設	名称：大和町病後児保育室 ☎022-344-7505 住所：大和町吉田字北谷地1番地の1地内（公立黒川病院駐車場内）
対象者	満1歳から小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する者 ①大和町内に住所を有する者 ②大和町内の事業所に保護者が勤務している者 ③富谷市・大郷町・大衡村に住所を有する者
開所日	月～金曜日（祝日・年末年始除く）
開所時間	午前8時～午後6時まで
利用料金	1日あたり2,000円（昼食・おやつは持参）
利用方法の流れ	①事前登録（無料） ②かかりつけ医の診察・空き状況の確認（予約） ③利用
運営法人	一般社団法人 地域医療振興協会 公立黒川病院
その他	・ <u>利用するためには、必ず事前登録が必要になりますので、冬場の感染症等が流行する前に登録をしていただくことをお勧めしております。</u> ・専門スタッフ（保育士2名）が保育室に常駐しておりますので、お気軽にお問い合わせください。（問合せ時間：午前8時30分から午後5時まで）

